

議 事 録

第 1 3 回

東村農業委員会総会

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年12月23日(水) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	渡 邊 勉	2番（委員）	喜屋武 美恵子
3番（委員）	外 間 正 人	5番（職務代理）	比 嘉 昌 太
6番（委員）	具 志 堅 厚	7番（委員）	宮 城 哲 也

農地利用最適化推進委員（5人）

親 泊 康 博	奥 本 弘 幸	具志堅 成弘
宮 城 善 孝	玉 村 東 子	

4. 欠席委員： 0名 ・ 番 委員
推進委員 奥本 弘幸 委員
5. 議事録署名委員：2番 喜屋武 美恵子 6番 具志堅 厚
6. 書 記：農業委員会事務局 新城浩也
7. 議 案：議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定について

議 長 それでは、ただいまより、令和 2 年第 13 回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者 6 名、欠席者 0 名 です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、2 番喜屋武委員と、6 番具志堅委員を指名致します。また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 42 号から議案第 43 号までの議案 2 件となっております。

(3 条)

議 長 それでは、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 19 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字慶佐次弁田原地内の売買契約による所有権移転に係るものです。本案件は前回総会において許可保留としたものの再申請となっております。申請内容を確認精査したところ、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用が認められない場合」に該当するとし、また関係機関等からも、同様の助言を頂いています。従いまして事務局としましては、不許可という意見で提案します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 42 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 19 について、討論を省略し、審議結果を「不許可」と決定することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 42 号の整理番号 19 について、審議結果を「不許可」とすることに決定されました。

(3 条)

議 長 次に、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 20 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字平良宇出那覇地内の賃貸借設定に係るもので、譲り受け人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見で提案します。
御審議の程よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の整理番号20について、討論を省略し、審議結果を「可」と決定することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第42号の整理番号20について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画①)

議長 次に、議案第43号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定整理番号47について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字川田中上原地内の農地に係る、使用貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。
御審議の程よろしく申し上げます。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第43号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定についての整理番号47について、討論を省略し審議結果を「可」と決定することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 43 号の整理番号 47 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画②)

議 長 次に、議案第 43 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 48 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城美里原地内の農地に係る、使用貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。
御審議の程よろしくをお願いします。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 43 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての整理番号 48 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 43 号の整理番号 48 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(集積計画③)

議 長 次に、議案第 43 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 49 については、比嘉農業委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限を準用し、比嘉委員の一時退席をお願い致します。
暫時休憩いたします。

(～比嘉委員 退席～)

議 長 再開いたします。
それでは、議案第 43 号、農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 49 につて、事務局から説明お願い致します。

- 事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字川田中上原地内の農地に係る賃貸借設定で、担い手への農地集積を目的とするものであり、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。
御審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)
- 議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 43 号、農用地利用集積計画(案)に係る意見決定についての整理番号 49 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

(質疑なしの声あり)
- 議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 43 号の整理番号 49 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。
暫時休憩いたします。

(～比嘉委員 入室～)
- 議 長 再開いたします。
以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 13 回東村農業委員会総会を閉会致します。